

議案第 32 号

石岡市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の定める特定教育・保育施設に係る利用者負担基準の例により、平成 27 年 4 月から幼稚園授業料については、階層別の授業料とするため。

石岡市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

石岡市立幼稚園授業料等徴収条例（平成19年石岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「園児1人につき月額5,000円」を「別表のとおり」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

（単位：円）

階層区分	園児1人当たりの授業料（月額）
第1階層 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けている世帯	0
第2階層 市民税非課税世帯及び市民税所得割非課税世帯	3,000
第3階層 第1階層及び第2階層以外の世帯	5,000

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。